

平成25年第9回県教育委員会会議  
報告事項(5)

県立学校教育課

1 報告事項

県教育庁・警察本部連絡協議会の開催結果報告

2 事項の説明

(1) 日時： 平成25年6月6日(木) 13:15～15:15

(2) 場所： 県警察本部 8階講堂

(3) 参加機関・課

① 県警察本部(7課)

少年課、生活安全企画課、安全なまちづくり推進課、地域課  
交通企画課、交通指導課、生活保安課(今回のみ)

② 県教育庁(4課)

県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課

③ 福祉保健部(1課)

青少年・児童家庭課

(4) 協議事項： 少年を取り巻く有害環境の浄化対策について

① 現状：

携帯電話やスマートフォンなどを入り口としたコミュニティーサイトに起因する児童生徒の犯罪被害が全国的に増加傾向にあり、県内でも2012年に中学生15人、高校生8人(暫定値)が児童買春や児童福祉法違反などの被害にあっている。

② 確認事項：

児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンでの有害サイト閲覧を制限するフィルタリング機能の普及促進を図るため、同機能の教員や保護者への啓発活動についての方策について今後検討する。

→ 高校生代表者会議(7月23日)、教頭研修会(8月12日)、校長研修会(9月6日)でのフィルタリング機能普及の啓発についての講話を県警に依頼中。

→ 県警の「安心ゆいメール」を活用した犯罪等の懸案事項に関する情報の伝達方法について、県総合教育センター(IT教育班)と連携して保護者や教員が情報を共有できる方策を検討する。

## 沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会運営要綱

### (目的)

第1 沖縄県教育庁（以下「教育庁」という。）と沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）等の連携を強化し、相互理解に基づく児童生徒の非行を防止し、健全育成を図ることを目的とする。

### (名称)

第2 本会は、沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会という。

### (組織)

第3 本会は、教育庁、警察本部並びに沖縄県福祉保健部の次の関係各課で組織する。

- 1 教育庁： 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課
- 2 警察本部： 生活安全企画課、安全なまちづくり推進課、少年課、地域課、交通企画課、交通指導課
- 3 沖縄県福祉保健部： 青少年・児童家庭課

### (活動)

第4 本会は、次の活動を行う。

- 1 児童生徒の非行等について情報交換並びにその防止策の樹立と実践活動
  - (1) 非行等問題行動の防止に関する事
  - (2) 薬物乱用防止に関する事
  - (3) 交通事故、暴走行為等の防止及び交通安全教育に関する事
  - (4) 水難事故防止に関する事
  - (5) 有害環境の浄化に関する事
  - (6) 安全指導、保護活動に関する事
  - (7) 犯罪被害児童生徒の支援活動に関する事
  - (8) 規範意識の形成に関する事
  - (9) 非行実態の調査、事例研究に関する事
  - (10) その他
- 2 その他必要な事項

### (会議)

第5 会議は、下記のとおり開催する。

- 1 会議は、原則として7月、11月に開催する。
  - (1) 7月の会議は、警察本部少年課が主宰するものとする。
  - (2) 11月の会議は、教育庁県立学校教育課が主宰するものとする。
  - (3) その他必要により開催するものとする。
- 2 会議の出席者は、別添名簿によるものとする。ただし必要に応じて関係機関等の出席を求めることが出来る。

### (事務局)

第6 本会の事務局は、教育庁は県立学校教育課、警察本部は少年課にそれぞれ設置する。